

南国市告示第7号

南国市住宅等耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年1月27日

南国市長 平山 耕三

南国市住宅等耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

南国市住宅等耐震改修費補助金交付要綱（平成24年南国市告示第70号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (18) 利子補給制度 独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震化改修融資への利子補給制度をいう。

第9条第3項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 利子補給制度を利用する場合は、利用対象証明書発行申請書及び利用に関する書類

第9条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 市長は、利子補給制度の利用対象証明書発行申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、発行すると決定したときは、前項の通知と併せて利子補給制度利用対象証明書を発行するものとする。

別表を次のように改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。